

私たちは
振興法案の制定を
求めています

処理の「受け手」から資源等の「創り手」へ



公益社団法人全国産業資源循環連合会

INDEX

はじめに	2
振興法案制定のねらい	3
振興法案	7
振興法案の構成	15
タスクフォース報告書概要	19
アンケート回答集計結果概要	27
産業・資源循環議員連盟PT報告書	41
振興法案の検討経過	47

はじめに

産業廃棄物処理業は1970年の廃棄物処理法により誕生した。産業廃棄物処理産業は、ほぼ全ての事業活動から排出される産業廃棄物の委託処理を通じて、日本の産業社会を長らく支え、2020年には満50年を迎えた。産業廃棄物の年間発生量は4億トンであり、市町村が主体で処理をする一般廃棄物の約9倍である。

産業廃棄物処理産業は、悪貨が良貨を駆逐するといわれた以前の構造から、排出事業者の処理責任の一層の強化と優良事業者の認定増加のため、良貨が悪貨を駆逐する構造へと転換が進みつつある。さらに、循環型社会の実現と低炭素社会への寄与のため、産業廃棄物処理業界が担う役割は重要となっており、産業廃棄物処理の単なる受け手から、産業廃棄物から資源やエネルギーを製造する創り手へと変貌する必要がある。また、災害時の廃棄物の処理の担い手として、さらに、途上国における廃棄物処理を人的・技術的に支える者として、より公的な役割も期待される。

しかしながら、産業廃棄物処理産業の企業は、ほとんどが中小企業であり、このようなニーズや期待に応えるにあたっては、人材の育成、技術の向上、事業の成長と高度化といった面で困難なことが多い。排出事業者の良きパートナーとして安心して処理委託を受ける処理業者の確保にとどまらず、資源循環を促進する産業として、業そのものの本格的な振興が必要である。

今や2020年以降の半世紀を見通して、産業廃棄物処理産業の人的な側面、技術的な側面等を全体として底上げしながら、適正な競争環境の下で成長し信頼される事業者を造り出していくことが、国の内外において求められる。廃棄物処理法では、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的としており、このような課題の解決に適さない。

そこで、本法律(案)では、以上の認識に立ち、産業廃棄物処理産業を営む者の責務をまず明記し、これらの責務を始めとして様々な役割が果たされるために、産業廃棄物処理産業の振興に関する基本方針を国が定め、それに基づく国と地方公共団体の施策の展開を求めるものである。

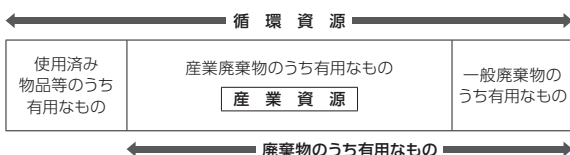
振興法案制定のねらい

〇はじめに

連合会が提案する法律案は、「産業資源の循環的な利用を促進するための産業廃棄物処理産業の振興に関する法律案」というものです。これ以降、「振興法案」と呼びます。

産業資源とは（振興法案第2条第3項）

「産業資源」とは、以下の図のとおり、産業廃棄物を含むものですが、循環型社会形成推進基本法第2条第3項に規定する「循環資源」のうち一般廃棄物を除くものです。なお、「循環資源」とは、循環型社会形成推進基本法第2条第3項に規定するもので、廃棄物に加えて、使用済み物品、未使用の収集・廃棄物品、人の活動に伴い副次的に得られた物品のうち有用なものを言います。



循環的な利用とは（振興法案第2条第2項）

「循環的な利用」とは、循環型社会形成推進基本法第2条第4項に規定する循環的な利用で、再使用、再生利用及び熱回収です。

産業廃棄物処理産業とは（振興法案第2条第1項）

通常、産業廃棄物処理業という言い方がされますが、振興法案では「産業廃棄物処理産業」の呼び方で、産業廃棄物処理業と特別管理産業廃棄物処理業を指します。それぞれで収集運搬、中間処理、最終処分に分かれます。

産業廃棄物処理産業団体とは（振興法案第26条）

振興法案の最後の部分で出てくる「産業廃棄物処理産業団体」とは、産業廃棄物処理産業を営む者によって構成される団体又はその連合体であって、産業資源の循環的な利用の促進のために全国において事業を行う者です。産業廃棄物処理産業を営む者の責務を果たすための支援の事業、国及び地方公共団体の施策に協力する事業、産業廃棄物処理産業を営む者に対し必要な情報等の提供を行います。振興法案が成立した暁には、全国産業資源循環連合会が届け出を行います。

○目的

産業資源の循環的な利用を促進するための産業廃棄物処理産業の振興を図るものです。このため産業廃棄物処理産業を営む者の責務を明らかにするとともに、環境大臣による基本方針の策定その他の必要な事項を定めています。

○内容

振興法案では、産業資源の循環的な利用を促進するため

- 1.廃棄物処理法の下にある産業廃棄物処理産業が社会に対して何をすべきか（第3条-第11条）
- 2.広く事業者や国民に、費用負担や再生品の利用など求めることは何か（第12条-第13条）
- 3.国が基本方針を定めるほか、国や地方公共団体に何を措置してもらうか（第14条-第25条）
- 4.全国産業資源循環連合会のような全国団体は産業廃棄物処理産業に何をすべきか（第26条）。

○狙いと期待

振興法案は、産業廃棄物処理産業、事業者・国民、行政及び団体（1.から4.）について、産業資源の循環的な利用を促進する上で望ましい姿を示したものです。ここに書いていることが進められ、産業廃棄物処理産業とその業界団体が行動することが、産業廃棄物処理産業が処理の「受け手」から資源等の「創り手」へ一層変わることになり、今後数十年の業界の発展につながると考えます。更に、振興法の制定により、業界の社会的地位の向上や働く人のモチベーションの増進、業界と行政との対話の促進、業界への行政からの支援拡充につながることが期待します。

○振興法案の法制化に向けて

振興法案の法制化のためには国会議員や省庁の理解・協力が必要です。そして、その前提として、業界の中で、振興法案の必要性を確認し、具体的な取り組みの共通認識をつくり、業界の組織力、団結力を高めることが必要です。

振興法案

産業資源の循環的な利用を促進するための 産業廃棄物処理産業の振興に関する法律案

第一章 総説

第一節 通則

(目的)

第一条 この法律は、産業廃棄物処理産業が実施する産業資源の循環的な利用の取組が、天然資源の消費を抑制し、温室効果ガスの排出をはじめとする環境への負荷ができる限り低減される循環型社会の形成のために欠くことのできないこと及び地域社会の健全な発展のために重要な役割を果たしていることに鑑み、産業資源の循環的な利用を促進するための産業廃棄物処理産業の振興を図るため、産業廃棄物処理産業を営む者の責務を明らかにするとともに、環境大臣による基本方針の策定その他の必要な事項を定め、もって産業廃棄物処理産業の健全な発展に寄与するとともに、我が国及び世界の持続的な発展に貢献することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、「産業廃棄物処理産業」とは、次に掲げる業をいう。

- 一 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第十四条に規定する産業廃棄物処理業
 - 二 廃棄物処理法第十四条の四に規定する特別管理産業廃棄物処理業
- 2 この法律において「循環資源」とは、循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号。以下「循環基本法」という。）第二条第三項に規定する循環資源をいう。
- 3 この法律において「産業資源」とは、循環資源のうち廃棄物処理法第二条第二項に規定する一般廃棄物を除くものをいう。
- 4 この法律において「循環的な利用」とは、循環基本法第二条第四項に規定する循環的な利用をいう。

第二節 産業廃棄物処理産業を営む者の責務

(産業資源の循環的な利用及び処分)

- 第三条** 産業廃棄物処理産業を営む者は、産業資源についてできる限り循環的な利用が行われるよう努めなければならない。
- 2 産業廃棄物処理産業を営む者は、産業資源の循環的な利用及び処分に当たっては、環境の保全上の支障が生じないように適正に行わなければならない。
- 3 産業廃棄物処理産業を営む者のうち埋立処分を行う者は、産業資源についてできる限り循環的な利用を行ってもなおこれができないものがあることに鑑み、環境の保全が図られた最終処分場を確保し、適正に埋立処分しなければならない。

(環境への負荷の低減)

- 第四条** 産業廃棄物処理産業を営む者は、自らの活動に伴う温室効果ガスの排出、水質汚濁物質の排出等の環境への負荷をできる限り低減するよう努めなければならない。

(安全及び健康の確保)

- 第五条** 産業廃棄物処理産業を営む者は、絶えず産業資源の循環的な利用及び処分に従事する者の安全及び健康の確保に努めなければならない。

(情報の公開)

- 第六条** 産業廃棄物処理産業を営む者は、その事業活動に係る情報の公表を行うよう努めなければならない。

(人材の育成)

- 第七条** 産業廃棄物処理産業を営む者は、産業資源の高度で広範な利用並びに適正な収集、運搬及び処分を推進するための人材の育成及び確保に努めなければならない。

(海外技術協力)

- 第八条** 産業廃棄物処理産業を営む者は、人材育成を通じた開発途上地域等への技能、技術又は知識の移転に資するため、その能力に応じ、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年十一月二十八日法律第八十九号）に基づく技能実習等に協力するよう努めなければならない。

(技術開発の推進)

第九条 産業廃棄物処理産業を営む者は、産業資源の再生利用に資する技術、産業資源を適正に収集、運搬又は処分するための技術、熱回収の技術その他の産業資源の循環的な利用及び適正な処分に関する技術の開発に努めなければならない。

(地域社会の健全な発展への貢献)

第十条 産業廃棄物処理産業を営む者は、地域の環境保全、雇用の拡大その他の取組を通じて、地域社会の健全な発展に貢献するよう努めなければならない。

2 産業廃棄物処理産業を営む者のうち、廃棄物処理法第十五条の二の六第三項において準用する同法第九条第五項の規定に基づき廃止された最終処分場の跡地を所有する者は、地域の特性に応じその有効利用に努めなければならない。

(非常災害により生じた廃棄物の処理への協力)

第十一条 産業廃棄物処理産業を営む者は、国又は地方公共団体が実施する非常災害により生じた廃棄物の適正な処理に積極的に協力するよう努めなければならない。

第三節 事業者の協力等

(産業資源を排出する者による情報の提供等)

第十二条 産業資源を排出する者は、その処理を産業廃棄物処理産業を営む者に委託しようとするときは、委託する産業資源の循環的な利用及び処分が適正に行われるよう必要な情報の提供等の協力に努めるとともに適切な費用を負担するものとする。

(事業者及び国民による再生品の使用)

第十三条 事業者及び国民は、産業資源の循環的な利用を促進するため環境保全上の支障が生じるおそれのない建設資材、肥飼料、廃プラスチック加工原燃料等の再生品の使用に努めるものとする。

第二章 産業廃棄物処理産業振興基本方針

第十四条 環境大臣は、産業資源の循環的な利用を促進するための産業廃棄物処理産業の振興に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

- 2 基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - 一 産業資源の循環的な利用を促進するための産業廃棄物処理産業の振興の意義及び基本的な事項に関する事項
 - 二 産業廃棄物処理産業を営む者が果たすことを期待される事項
 - 三 国が講ずべき措置
 - 四 地方公共団体が講ずべき措置
 - 五 産業廃棄物処理産業を営む者によって形成される全国的な事業者団体その他関係団体に期待される事項
 - 六 その他産業廃棄物処理産業の振興に関し必要な事項
- 3 環境大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、中央環境審議会の意見を聴くとともに、経済産業大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、財務大臣、厚生労働大臣及び総務大臣に協議しなければならない。
- 4 環境大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なくこれを公表するものとする。

第三章 国及び地方公共団体の施策等

(人材の育成)

第十五条 国及び地方公共団体は、産業廃棄物処理産業を担う人材を育成するため、研修等の実施、資格制度の創設その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(優良な事業者による事業の促進)

第十六条 国及び地方公共団体は、産業資源の高度で広範な利用並びに適正な収集、運搬及び処分を促進するためには優良な事業者による事業を推進することが重要であることに鑑み、優良な事業者の負担を軽減するための必要な措置を講ずるとともに、優良な事業者が協同して収集、運搬又は処分の事業を行おうとする場合の規制緩和措置等を検討し、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(循環法制運用に当たっての環境への負荷の低減等のための配慮)

第十七条 国及び地方公共団体は、循環型社会を形成するための法律の運用に当たっては、地球温暖化対策の推進等の環境への負荷の低減のための取組み及び高度で広範な産業資源の循環的な利用が喫緊の課題となっていることに鑑み、産業廃棄物処理施設の変更の許可等に際し環境

への負荷の低減又は産業資源の高度で広範な循環的な利用若しくは適正な収集、運搬若しくは処分に資する申請について迅速に処理する等環境への負荷の低減等が円滑に図られるよう配慮しなければならない。

(再生品の利用の促進)

第十八条 国は、再生品の利用を促進するため、再生品の品質及び利用に係る基準を設定するとともに、当該基準を満たした再生品の利用が環境保全上の支障がないことについて周知を図るよう努めなければならない。

2 国及び地方公共団体は、再生品の利用を促進するため、建設工事等において自ら率先して再生品を使用するとともに、再生品の利用先に関する情報の収集及び提供その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(最終処分場の確保)

第十九条 国及び地方公共団体は、産業資源についてできる限り循環的な利用が行われてもなおこれができないものがあることに鑑み、環境の保全が図られた最終処分場の確保が図られるよう努めなければならない。

(地球温暖化対策支援)

第二十条 国及び地方公共団体は、熱の回収の促進その他産業廃棄物処理産業における地球温暖化対策を推進するため、経済的支援の措置その他必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(海外展開の支援)

第二十一条 国及び地方公共団体は、本邦以外の地域において本邦で培われた産業廃棄物処理産業に関する知見、技術及び経験に大きな期待が寄せられていることに鑑み、事業者が本邦以外の地域に展開するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(開発途上国の処理困難な循環資源の本邦での適正な処理の推進)

第二十二条 国及び地方公共団体は、開発途上にある海外の地域で発生し循環的な利用又は処分が困難な循環資源のうち、本邦で適切に循環的な利用又は処分ができるものについては、本邦での適切な循環的な利用又は処分が進むようにするため、必要な措置を講ずるものとする。

(研究開発の推進等)

第二十三条 国及び地方公共団体は、産業資源の高度で広範な利用に資する研究開発その他産業廃棄物処理産業の振興のために必要な研究開発の推進及びその成果の普及並びに研究開発を行う者への支援に努めるものとする。

(普及啓発)

第二十四条 国及び地方公共団体は、産業廃棄物処理産業の重要性について国民の理解を深めるため、産業廃棄物処理産業を営む者、産業資源を排出する者その他の関係者と協力しながら、産業廃棄物処理産業に関する知識の普及に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(援助)

第二十五条 国及び地方公共団体は、中小企業者が大勢を占める産業廃棄物処理産業を営む者が基本方針に即した経営ができるよう、必要な情報の提供、助言、指導、財政上の措置その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

第四章 産業廃棄物処理産業団体

第二十六条 産業廃棄物処理産業を営む者によって構成される団体又はその連合体であって、産業資源の循環的な利用の促進のため次に掲げる事業を全国において行う者（以下「産業廃棄物処理産業団体」という。）は、環境省令の定めるところにより、環境省令の定める事項を環境大臣に届出なければならない。

- 一 産業廃棄物処理産業を営む者が本法第一章第二節に規定する産業廃棄物処理産業を営む者の責務を果たすための支援の事業
- 二 本法に基づき講じられる国及び地方公共団体の施策に協力する事業
- 三 産業廃棄物処理産業を営む者に対し前号に規定する事業に関する情報等を提供する事業
- 四 前二号に付随する次の事業
 - イ 国、地方公共団体、産業資源を排出する事業者等の関係者及び関係団体と産業廃棄物処理産業を営む者の間の産業資源の循環的な利用の促進に資する情報交換等の事業
 - ロ 事業者及び国民に対する産業資源の循環的な利用に資する情報の収集及び提供事業
 - ハ 産業資源の循環的な利用に資する調査及び研究事業

- 2 環境大臣は、前項の届出のあった産業廃棄物処理産業団体に対し、産業廃棄物処理産業による適正な産業資源の循環的な利用を確保し又は産業廃棄物処理産業の健全な発展を図るため必要な事項に関し、報告を求めることができる。
- 3 環境大臣は、産業廃棄物処理産業による適正な産業資源の循環的な利用を確保し又は産業廃棄物処理産業の健全な発展を図るため、第1項に基づく届出のあった産業廃棄物処理産業団体の取組が促進されるよう必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(検討)

第二条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

振興法案の構成

産業資源の循環的な利用を促進するための 産業廃棄物処理産業の振興に関する法律案の構成

産廃処理産業を営む者の9つの責務

- ① 産業資源の循環的な利用及び処分
- ② 地球温暖化対策等の環境負荷の低減
- ③ 安全及び健康の確保
- ④ 情報の公開
- ⑤ 人材の育成
- ⑥ 海外技術協力
- ⑦ 技術開発の推進
- ⑧ 地域社会の健全な発展への貢献
- ⑨ 災害廃棄物処理への協力

協

支

協

力

支

援

産業廃棄物処理産業団体

全国を単位とする事業者団体を想定。
「産廃処理産業を営む者の9つの責務」
の①～⑨の全ての事項について、産廃
処理業者の取組に資する事業を全国規
模で展開。

協

支

事業者の協力等

環境大臣による「産業廃棄物処理 産業の振興に関する基本方針」の策定

カ

- ① 振興の意義及び基本的な事項
- ② 産廃処理産業を営む事業者に期待される事項
- ③ 国が講ずべき措置
- ④ 地方公共団体が講ずべき措置
- ⑤ 産廃処理事業者団体等に期待される事項
- ⑥ その他

援

国及び地方公共団体の施策

- ① 人材の育成（研修の実施、資格制度の創設）
- ② 優良な事業者による事業の促進（負担軽減、協同事業）
- ③ 循環法制運用に当たっての環境負荷低減等のための配慮（低環境負荷施設の設置）
- ④ 再生品の利用の促進（品質基準と利用基準の設定）
- ⑤ 最終処分場の確保
- ⑥ 地球温暖化対策の支援
- ⑦ 海外展開の支援
- ⑧ 開発途上国の処理困難な循環資源の本邦での適正な処理の推進
- ⑨ 研究開発の推進等
- ⑩ 普及啓発（国民の理解の促進）
- ⑪ 援助（情報の提供、財政上等の措置）

カ

援

- ① 情報の提供、適切な費用負担
- ② 再生品の使用努力

タスクフォース報告書概要

産業廃棄物処理業の業法を含めた振興策の検討に関するタスクフォース報告書(概要版)

— 処理の「受け手」から資源等の「創り手」への転換 —

平成27年11月

平成26年8月7日の法制度対策委員会の了承を得て、平成26年8月から平成27年9月の間、合計13回の会合を経て、下記のメンバーからなるタスクフォースは、産業廃棄物処理業の業法を含めた振興策に関する報告書をまとめた。今後、報告書に基づき、立法措置を含めた制度的な対応案を検討する。

座長：加藤 三郎(株式会社環境文明研究所
代表取締役所長)

メンバー：加藤 宣行(加藤商事株式会社代表取締役社長)

川本 義勝(全国産業廃棄物連合会政治連盟
業法担当理事)

島田 康弘(株式会社市川環境エンジニアリング
秘書役)

杉田 昭義(杉田建材株式会社常務取締役)

橋詰 博樹(多摩大学グローバルスタディーズ
学部教授)

藤枝 慎治(萬世リサイクルシステムズ株式会社
代表取締役)

藤村 コノエ(3R活動推進フォーラム理事、
NPO法人環境文明21共同代表)

1. 活動の流れ

- ① 現状の課題の把握
- ② 10年後の日本の姿の展望
- ③ 目指すべき将来像の検討
- ④ 有識者等へのヒアリング(全国産業廃棄物連合会の部会長等を含む。)
- ⑤ 会員企業へのアンケート調査の実施

2. 振興策の提案

時代の要請と産業廃棄物処理業界の役割を認識し、循環型社会づくりと低炭素社会に寄与するために、当業界に対する認識とその実態を、受け手としての“廃棄物の処理・処分”から創り手としての“資源とエネルギーを製造する”業界へと引き上げていくべきである。

このためには、業界自らの変革への強い覚悟とそれに向け

た弛まぬ努力とともに、その取組を促進する新たな制度が必要である。そこには、少なくとも以下の6項目の振興策を盛り込むことが効果的であると考える。

<提案する6項目の振興策>

- (1) 資格制度の創設
- (2) 研修等による人材育成
— 「仮称・資源循環アカデミー」の検討
- (3) 技術レベルの向上
- (4) リサイクル品の品質基準の明確化と利用促進
- (5) 海外展開
- (6) 連合会と都道府県産業廃棄物協会の役割と機能の強化

(1) 資格制度の創設

会員企業へのアンケート調査などでは、より社会に役立ち信頼される業界の姿として、「排出事業者から安心して仕事を任される能力を有し、コンプライアンスが確立されており、地域住民等への安心感を与え、高い技術力を持っている」ことが指摘されている。今後の課題として産業廃棄物処理業界の技術力等が広く認知され、社会全体から高い評価を得るための仕組みづくりが必要となる。

- 産業廃棄物処理業界においては、従来の廃棄物の適正処理に加えて、廃棄物から資源とエネルギーを創り出す循環へと、社会から求められる役割の幅が広がり、技術の高さが求められていることを考えれば、時代の要請に見合った能力等を排出事業者や一般市民にもわかりやすい形で表す資格制度の創設が必要である（業界のイメージアップや社会的信頼の獲得にも有効であり、業界の生き残りのためにも必須と考えられる。）。
- 産業廃棄物処理業界における資格制度は、他業界での資格制度と遜色ないものとすることも求められる（「建設業及び運送業の許可取得に必要な資格」、「物流経営士資格認定制度」、「物流技術管理士資格認定講座」を参考。）。

(2) 研修等による人材育成

— 「仮称・資源循環アカデミー」の検討—

資格制度及び講習会・研修会を構築し、実際に実施・運営するための母体であり要となる機関を確立しなければなら

ない。一つの案として、関係者・団体等から幅広い賛同と支援が得られることを前提に、連合会が当該の機関として例えば「仮称・資源循環アカデミー」の立ち上げを検討すべきである。

- 許可講習会など、従来の講習は法人の役員に偏りがちであったが、業態に配慮しながら営業や現場で従事する職員にまで、法的、社会的に必要となる知識・技能の習得のための講習会、研修会を行う。
- 従来の講習内容に加え、これまで本格的には行われてこなかった、「資源とエネルギーの循環」に特化した内容の研修会も開催する。その際、“会員企業間の協力で現場体験ができる”といった連合会の特性を最大限に活かした独自の研修内容を盛り込む。
- 従来から労働災害が産業廃棄物処理業界では比較的多く発生しているといわれていることから、研修内容には常に安全衛生の確保に関するものを盛り込む。
- 上記の資格制度と呼応して、資格取得に役立つ、あるいは資格のレベルを維持する講習会、研修会等を行う。

(3) 技術レベルの向上

資源とエネルギーの循環を適切かつ効率的に実施するためには、従来の処理・処分技術の改良のみならず、新たな優れた技術の開発が必要となる。前者は日常の処理・処分の操作を通じて着実に進めることができるが、後者の新たな優れた技術を開発する技術力を向上させることは、中小企業がほとんどを占める産業廃棄物処理業界では簡単なことではない。しかし、技術の改良と開発は困難ではあるが、業界の使命を感じ働く者にとっては、誇り、自信そして働くことのモチベーションを与える。

既に提案した「仮称・資源循環アカデミー」といった研修・教育機関の創設や活用により、より広く、より速やかに、業界全体の技術レベルの向上を促進する必要がある。

このため、次のようなことが有効と考える。

- 現在業界で採用されている技術を一層改良するための手がかりを得るため、優良な先行事例の研修や関連する技術の情報を得る機会を提供する。
- 廃棄物から資源とエネルギーを得る技術に関係する、事業者、事業団体、研究所、学会等の間で定期的な

情報交流の場を持つ。そして、共通の関心を持つ事業者等が分担しながら新たな技術を協同で開発するきっかけをつくる。

- 廃棄物から資源とエネルギーを得る技術の現状を公益的な団体が評価し、より優れた技術を開発するための目標を示す。また、公益的な団体がこのような事業を円滑に行えるよう公的資金を用意する。
- 複数の事業者が協業により各々得意とする分野の技術を持ち寄り、新たな起業を行うにあたり、その協業を金融上あるいは税制上支援する仕組みを作り出す。

(4) リサイクル品の品質基準の明確化と利用促進

公共事業等の行政分野のみならず広く民間においてリサイクル品の利用を進める必要がある。民間における利用が進まない重要な要因の一つとして、リサイクル品の品質が客観的に示されていることが少なく、利用者がリサイクル品の採用を躊躇することが挙げられる。そこで、次の方策を提案する。

- 利用者の信用を得るリサイクル品を廃棄物から製造するためには、バージン材の製造に比して、技術的、価格的に困難な状況があるので、民間事業におけるリサイクル品の利用用途と需要拡大のための新たな措置を官民あげて講じるとともに、利用先にあった主要なリサイクル品の品質基準を定めることが有効と考える。特に、前者については、環境配慮契約法やグリーン購入法の運用が需要拡大を後押しする上で重要である。また、後者については、環境に配慮した品質基準を満足するリサイクル品については廃棄物該当性も含め廃棄物処理法の運用を緩和することが望まれる。
- どのリサイクル品にどのような品質基準（JIS等）を明確にするかの前段として、連合会として、リサイクル品の現状把握に努めるとともに、それを基に環境省等、都道府県に働きかけ、リサイクル品の利用を促進するための施策の強化を求める。
- また、一定以上の能力、技術力のある産業廃棄物処理業者やその共同体には、優れたリサイクル品を製造できるよう、一定の条件下では、共同体内の業者間の再委託を含め、より自由裁量で事業を行える等、廃棄物処理法上の制度を検討することが適当である。

(5) 海外展開

アジアの国々から、日本の産業廃棄物処理業界に培われた知見、技術と経験には大きな期待が寄せられている。また、海外からの研修生の受け入れは、受け入れる企業にとって人手確保や将来の海外展開の布石として、また研修生本人にとって知識・技能を身に着ける上で、お互いにメリットがある。そこで、次のような方策が必要と考える。

- 産業廃棄物処理における公的技能評価システムを連合会が構築し、滞在年数が1年である技能実習1号を、滞在年数が3年である技能実習2号へ移行するための検討作業を行う。その際には、既に述べた資格制度の創設と連携する。
- ITの普及により、一般的な海外情報の入手は容易になっているものの、廃棄物関連法制度など、海外進出に当たり必要な専門的情報の入手は困難なことから、一元的に下記のような関連情報が得られるような仕組みを構築する。
 - ・相手国の廃棄物関連法制度、業界事情、文化と宗教、商習慣、事業者団体・市民団体などに関する情報
 - ・JICA等の国内団体の海外展開のための情報
- 海外進出を検討、企画している企業の社員に対し、次のような研修を実施する。
 - ・現地語、海外勤務の一般的心得、外国人雇用の心得に関する研修

(6) 連合会と都道府県産業廃棄物協会の役割と機能の強化

連合会が果たす役割としては、例えば、研修を実施する、資格を付与する、技術の評価を公正に行うこと等が該当し、前記の「仮称・資源循環アカデミー」といった研修・教育機関の創設と活用が考えられる。そこで次のようなことが考えられる。

- 連合会の法的位置づけを然るべき法律において明確にするとともに、研修・教育機関としての役割を法定する。
- 連合会の名称を今後求められる役割と機能に沿ったものに改める。

例：「環境創造事業」、「地球循環事業」、「資源循環業」の連合会

- 都道府県協会の役割を、連合会が新たに担う役割と連携して、強化・明確にする。

3. その他の重要と考えられる事項

近年、当業界においても、女性経営者をはじめ従業員として多数の人材が活躍するようになっている。女性の役員や管理職の登用、女性従業員の積極的な採用、女性が働きやすい職場環境の整備、女性の視点も組み入れた事業展開等の取り組みを進めることが重要である。これについては今後とも検討していく必要がある。

アンケート回答集計結果概要

産業廃棄物処理業の業法を含めた
振興策の検討に関するタスクフォース

「産業廃棄物処理業界の今後の方向性に関するアンケート」

回答集計結果概要

平成27年6月

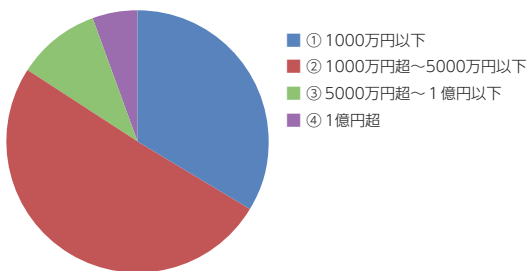
総回答数：2,619 (発送数6,157、回収率42.5%)

問1. はじめに、貴社の概要についてお答えください。本社所在欄には都道府県名をご記入ください。資本金・従業員数・業務内容については、適切なものに一つ○をお付け下さい。

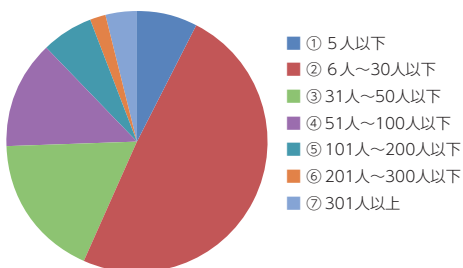
回答

本社所在 都道府県名	最終ページ参照		
		回答数	比率
資本金	① 1,000万円以下	869	33.8%
	② 1,000万円超～5,000万円以下	1,304	50.7%
	③ 5,000万円超～1億円以下	259	10.1%
	④ 1億円超	142	5.5%
	不明	45	—
従業員数	① 5人以下	197	7.7%
	② 6人～30人以下	1,265	49.1%
	③ 31人～50人以下	461	17.9%
	④ 51人～100人以下	343	13.3%
	⑤ 101人～200人以下	161	6.3%
	⑥ 201人～300人以下	49	1.9%
	⑦ 301人以上	98	3.8%
	不明	45	—
業務内容	① 収集・運搬	426	16.5%
	② 中間処理	241	9.3%
	③ 最終処分	33	1.3%
	④ ①及び②	1,583	61.3%
	⑤ ①及び③	51	2.0%
	⑥ ②及び③	25	1.0%
	⑦ ①及び②及び③	224	8.7%
	不明	36	—

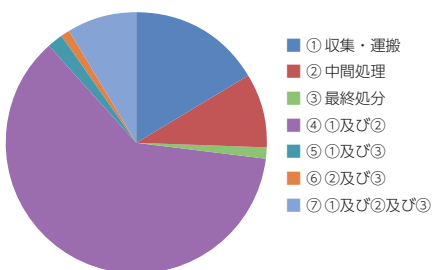
○資本金



○従業員数



○業務内容



問2. あなたは産業廃棄物処理業の将来（およそ10年先）をどのように見えていますか。適切なものに一つ○をお付け下さい。

回答

	回答数	比率 (%)
① とても明るい	62	2.4
② どちらかと言えば明るい	938	36.2
③ どちらかと言えば暗い	1,484	57.3
④ とても暗い	104	4.0

回答（資本金別）

	資本金			
	①	②	③	④
① とても明るい	17 (2.0)	29 (2.2)	11 (4.3)	5 (3.6)
② どちらかと言えば明るい	286 (33.2)	474 (36.7)	100 (39.1)	62 (44.6)
③ どちらかと言えば暗い	519 (60.3)	740 (57.2)	139 (54.3)	67 (48.2)
④ とても暗い	39 (4.5)	50 (3.9)	6 (2.3)	5 (3.6)

注：カッコ内は比率 (%)

回答（従業員数別）

	従業員数						
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
①	4 (2.1)	22 (1.8)	14 (3.1)	11 (3.2)	8 (5.0)	2 (4.3)	1 (1.0)
②	65 (33.7)	417 (33.2)	174 (38.1)	130 (38.2)	71 (44.7)	21 (45.7)	44 (45.4)
③	113 (58.5)	759 (60.4)	256 (56.0)	186 (54.7)	79 (49.7)	23 (50.0)	48 (49.5)
④	11 (5.7)	59 (4.7)	13 (2.8)	13 (3.8)	1 (0.6)	0 (0.0)	4 (4.1)

注：カッコ内は比率 (%)

回答（業務内容別）

	業務内容						
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
①	8 (1.9)	4 (1.7)	2 (6.1)	38 (2.4)	1 (2.0)	0 (0.0)	9 (4.0)
②	162 (38.5)	89 (37.4)	13 (39.4)	558 (35.6)	18 (36.0)	8 (32.0)	80 (35.9)
③	240 (57.0)	131 (55.0)	18 (54.5)	912 (58.1)	27 (54.0)	15 (60.0)	124 (55.6)
④	11 (2.6)	14 (5.9)	0 (0.0)	61 (3.9)	4 (8.0)	2 (8.0)	10 (4.5)

注：カッコ内は比率 (%)

問2-2. そう思われる要因は何ですか。最も大きな要因を①～⑤の中から2つまで選び、○をお付け下さい。またその他のご意見がある場合は、⑥の空欄箇所に具体的にご記入下さい。

- ①資源・循環分野で新たな仕事が拡大し、これまでの経験や技術が活かせる
- ②産業構造の変化やリサイクル増加になり、廃棄物量が減少する
- ③廃棄物量減少に伴う処理費用の競争が激化する
- ④他業界（特に大企業）からの新規参入が増加する
- ⑤技術力や経営力がこれまで以上に問われるようになる
- ⑥その他（具体的に）：自由記載（256件）

回答

	回答数	比率 (%)
①	748	18.4
②	1,051	25.8
③	1,065	26.1
④	331	8.1
⑤	881	21.6

回答（資本金別）

	資本金			
	①	②	③	④
①	218(15.9)	375(18.6)	89(21.9)	52(22.6)
②	362(26.4)	515(25.6)	95(23.3)	63(27.4)
③	376(27.4)	536(26.6)	95(23.3)	46(20.0)
④	156(11.4)	143(7.1)	24(5.9)	5(2.2)
⑤	258(18.8)	444(22.1)	104(25.6)	64(27.8)

注：カッコ内は比率 (%)

回答（従業員数別）

	従業員数						
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
①	44 (15.1)	326 (16.6)	143 (19.8)	107 (19.7)	59 (23.0)	18 (22.5)	38 (23.8)
②	88 (30.1)	504 (25.6)	180 (24.9)	133 (24.4)	67 (26.1)	22 (27.5)	41 (25.6)
③	83 (28.4)	554 (28.2)	182 (25.2)	124 (22.8)	59 (23.0)	17 (21.3)	33 (20.6)
④	25 (8.6)	183 (9.3)	58 (8.0)	37 (6.8)	14 (5.4)	4 (5.0)	6 (3.8)
⑤	52 (17.8)	398 (20.3)	159 (22.0)	143 (26.3)	58 (22.6)	19 (23.8)	42 (26.3)

注：カッコ内は比率 (%)

回答（業務内容別）

	業務内容						
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
①	120 (18.3)	73 (19.7)	7 (16.3)	457 (18.4)	13 (17.1)	6 (16.2)	64 (17.8)
②	181 (27.5)	97 (26.2)	17 (39.5)	614 (24.7)	24 (31.6)	14 (37.8)	93 (25.8)
③	163 (24.8)	105 (28.4)	6 (14.0)	662 (26.6)	21 (27.6)	9 (24.3)	89 (24.7)
④	63 (9.6)	20 (5.4)	1 (2.3)	216 (8.7)	4 (5.3)	0 (0.0)	22 (6.1)
⑤	130 (19.8)	75 (20.3)	12 (27.9)	541 (21.7)	14 (18.4)	8 (21.6)	92 (25.6)

注：カッコ内は比率（%）

問3. 資源循環、低炭素化が求められる中で、より社会に役立つ信頼される産業廃棄物処理業とはどのようなものだとお考えですか。お考えに近いものを①～⑥の中から2つまで選び、○をお付け下さい。またその他のご意見がある場合は、⑦の空欄箇所に具体的にご記入下さい。

- ①法制度のコンプライアンスが確立されている
- ②排出事業者が安心して仕事を任せられる能力を有している
- ③情報の公開により周辺住民、地域等に安心感を与えている
- ④高い事業力、技術力を持っている
- ⑤人格・能力ともに優れた人材を育て抱えている
- ⑥廃棄物処理法に基づく優良業者として認定されている
- ⑦その他（具体的に）：自由記載（64件）

回答

	回答数	比率（%）
①	1,025	21.1
②	1,533	31.6
③	835	17.2
④	630	13.0
⑤	519	10.7
⑥	316	6.5

回答 (資本金別)

	資本金			
	①	②	③	④
①	297(18.6)	522(21.4)	115(23.9)	75(28.3)
②	520(32.5)	783(32.0)	146(30.4)	63(23.8)
③	276(17.3)	413(16.9)	81(16.8)	48(18.1)
④	200(12.5)	295(12.1)	74(15.4)	54(20.4)
⑤	201(12.6)	255(10.4)	45(9.4)	15(5.7)
⑥	105(6.6)	176(7.2)	20(4.2)	10(3.8)

注：かっこ内は比率 (%)

回答 (従業員数別)

	従業員数						
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
①	70 (19.6)	457 (19.6)	179 (20.4)	151 (23.0)	74 (25.2)	25 (29.1)	53 (28.6)
②	120 (33.5)	753 (32.3)	267 (30.5)	210 (32.0)	86 (29.3)	20 (23.3)	51 (27.6)
③	73 (20.4)	411 (17.6)	157 (17.9)	95 (14.5)	36 (12.2)	14 (16.3)	29 (15.7)
④	37 (10.3)	303 (13.0)	110 (12.6)	86 (13.1)	44 (15.0)	14 (16.3)	32 (17.3)
⑤	38 (10.6)	247 (10.6)	110 (12.6)	71 (10.8)	31 (10.5)	7 (8.1)	10 (5.4)
⑥	20 (5.6)	158 (6.8)	53 (6.1)	43 (6.6)	23 (7.8)	6 (7.0)	10 (5.4)

注：かっこ内は比率 (%)

回答 (業務内容別)

	業務内容						
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
①	169 (21.6)	111 (25.5)	13 (21.0)	613 (20.8)	16 (16.8)	9 (18.4)	81 (18.9)
②	246 (31.5)	126 (28.9)	16 (25.8)	959 (32.5)	28 (29.5)	15 (30.6)	127 (29.6)
③	130 (16.6)	82 (18.8)	16 (25.8)	464 (15.7)	21 (22.1)	11 (22.4)	96 (22.4)
④	83 (10.6)	65 (14.9)	8 (12.9)	400 (13.6)	13 (13.7)	6 (12.2)	51 (11.9)
⑤	92 (11.8)	31 (7.1)	6 (9.7)	325 (11.0)	11 (11.6)	4 (8.2)	46 (10.7)
⑥	62 (7.9)	21 (4.8)	3 (4.8)	190 (6.4)	6 (6.3)	4 (8.2)	28 (6.5)

注：かっこ内は比率 (%)

問4. 産業廃棄物処理業における資源循環の事業を後押しする方策として、次の①～⑧が考えられます。このうち重要と思われるものを3つまで選び、○をお付け下さい。またその他のご意見がある場合は、⑨の空欄箇所に具体的にご記入下さい。

- ①サービス業から脱して独自の業としての確立（日本標準産業分類上も）
- ②技術管理者等の国家資格の導入
- ③人材育成に対する公的な支援
- ④技術開発に対する公的支援の拡大
- ⑤資源循環のための有利な融資枠拡大
- ⑥海外展開のための人材育成・情報提供
- ⑦産業廃棄物処理や資源循環に係る政策形成過程への参画（関連法令等策定に当たって必ず意見を言える仕組み）
- ⑧周辺の地域住民等との紛争処理の仕組みづくり
- ⑨その他（具体的に）：自由記載（108件）

回答

	回答数	比率 (%)
①	860	13.4
②	620	9.6
③	1,116	17.4
④	1,202	18.7
⑤	1,080	16.8
⑥	127	2.0
⑦	893	13.9
⑧	534	8.3

回答（資本金別）

	資本金			
	①	②	③	④
①	294(13.8)	430(13.4)	90(13.9)	38(10.6)
②	167(7.9)	339(10.6)	64(9.9)	38(10.6)
③	387(18.2)	568(17.7)	97(15.0)	45(12.6)
④	382(18.0)	601(18.7)	121(18.7)	80(22.3)
⑤	387(18.2)	523(16.3)	103(15.9)	51(14.2)
⑥	39(1.8)	62(1.9)	13(2.0)	11(3.1)
⑦	291(13.7)	428(13.3)	104(16.1)	60(16.8)
⑧	177(8.3)	260(8.1)	54(8.4)	35(9.8)

注：カッコ内は比率 (%)

回答 (従業員数別)

	従業員数						
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
①	53 (12.0)	403 (13.0)	157 (13.6)	132 (15.0)	60 (15.4)	16 (13.4)	27 (10.9)
②	40 (9.1)	287 (9.3)	112 (9.7)	95 (10.8)	34 (8.7)	15 (12.6)	29 (11.7)
③	87 (19.7)	557 (18.0)	209 (18.1)	141 (16.0)	57 (14.6)	14 (11.8)	33 (13.4)
④	86 (19.5)	569 (18.4)	215 (18.6)	162 (18.4)	72 (18.5)	24 (20.2)	54 (21.9)
⑤	76 (17.2)	557 (18.0)	190 (16.5)	139 (15.8)	50 (12.8)	20 (16.8)	31 (12.6)
⑥	5 (1.1)	48 (1.5)	26 (2.3)	20 (2.3)	13 (3.3)	5 (4.2)	8 (3.2)
⑦	54 (12.0)	417 (13.5)	150 (13.0)	133 (15.1)	67 (17.2)	20 (16.8)	39 (15.8)
⑧	41 (9.3)	262 (8.5)	94 (8.2)	60 (6.8)	37 (9.5)	5 (4.2)	26 (10.5)

注：かっこ内は比率 (%)

回答 (業務内容別)

	業務内容						
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
①	130 (12.5)	71 (12.5)	15 (17.4)	532 (13.6)	15 (12.2)	5 (7.7)	83 (14.4)
②	120 (11.6)	55 (9.7)	13 (15.1)	342 (8.8)	15 (12.2)	11 (16.9)	56 (9.7)
③	198 (19.1)	84 (14.8)	12 (14.0)	699 (17.9)	15 (12.2)	13 (20.0)	81 (14.1)
④	202 (19.5)	120 (21.1)	15 (17.4)	699 (17.9)	29 (23.6)	12 (18.5)	109 (19.0)
⑤	164 (15.8)	88 (15.5)	9 (10.5)	688 (17.6)	18 (14.6)	9 (13.8)	94 (16.3)
⑥	19 (1.8)	10 (1.8)	0 (0.0)	83 (2.1)	2 (1.6)	0 (0.0)	12 (2.1)
⑦	104 (10.0)	86 (15.1)	12 (14.0)	561 (14.4)	23 (18.7)	10 (15.4)	89 (15.5)
⑧	101 (9.7)	54 (9.5)	10 (11.6)	297 (7.6)	6 (4.9)	5 (7.7)	51 (8.9)

注：かっこ内は比率 (%)

問5. 廃棄物処理法や関係法令の改正すべき点として、重要なものはどれですか。①～⑥のうち、重要と思われるものを2つまで選び、○をお付け下さい。またその他のご意見がある場合は、⑦の空欄箇所に具体的にご記入下さい。

- ①欠格要件における、該当範囲と「取り消さなければならぬ」とされている規定の見直し
- ②情報提供をはじめとする排出事業者責任の一層の明確化
- ③優良事業者認定のメリットの充実
- ④能力、技術力のある産業廃棄物処理業者には、再委託を含め、自由裁量で行える業務範囲の拡大
- ⑤建築基準法第51条ただし書き規定の見直し
- ⑥都道府県等による事前協議や廃棄物処理法の運用の違いの是正
- ⑦その他（具体的に）：自由記載（127件）

回答

	回答数	比率 (%)
①	439	9.3
②	1,242	26.4
③	774	16.5
④	856	18.2
⑤	196	4.2
⑥	1,191	25.4

回答（資本金別）

	資本金			
	①	②	③	④
①	160(10.4)	220(9.3)	39(8.4)	17(6.6)
②	420(27.4)	628(26.5)	117(25.2)	58(22.4)
③	228(14.9)	405(17.1)	84(18.1)	41(15.8)
④	273(17.8)	448(18.9)	85(18.3)	44(17.0)
⑤	62(4.0)	92(3.9)	19(4.1)	19(7.3)
⑥	392(25.5)	580(24.4)	121(26.0)	80(30.9)

注：カッコ内は比率 (%)

回答 (従業員数別)

	従業員数						
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
①	35 (10.4)	217 (9.6)	75 (8.8)	57 (8.9)	31 (10.8)	5 (6.0)	13 (7.1)
②	100 (29.9)	635 (28.2)	218 (25.6)	154 (24.0)	55 (19.2)	18 (21.4)	44 (24.2)
③	40 (11.9)	355 (15.8)	149 (17.5)	109 (17.0)	63 (22.0)	18 (21.4)	27 (14.8)
④	70 (20.9)	406 (18.0)	159 (18.7)	120 (18.7)	46 (16.1)	14 (16.7)	30 (16.5)
⑤	7 (2.1)	77 (3.4)	42 (4.9)	32 (5.0)	16 (5.6)	9 (10.7)	9 (4.9)
⑥	83 (24.8)	560 (24.9)	207 (24.4)	169 (26.4)	75 (26.2)	20 (23.8)	59 (32.4)

注：かっこ内は比率 (%)

回答 (業務内容別)

	業務内容						
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
①	71 (9.5)	37 (8.7)	7 (11.9)	273 (9.5)	6 (6.7)	2 (4.3)	37 (8.8)
②	213 (28.6)	109 (25.6)	19 (32.2)	749 (26.2)	25 (27.8)	10 (21.7)	105 (25.1)
③	146 (19.6)	85 (20.0)	11 (18.6)	448 (15.7)	11 (12.2)	5 (10.9)	59 (14.1)
④	119 (16.0)	83 (19.5)	5 (8.5)	536 (18.7)	22 (24.5)	10 (21.7)	74 (17.7)
⑤	8 (1.1)	15 (3.5)	4 (6.8)	132 (4.6)	0 (0.0)	1 (2.2)	31 (7.4)
⑥	189 (25.3)	97 (22.8)	13 (22.0)	721 (25.2)	26 (28.9)	18 (39.1)	113 (27.0)

注：かっこ内は比率 (%)

問6. 不適正業者を排除するために、規制の強化もやむなし
 という意見がありますが、あなたはどのように思われますか。次のうち、どちらかに○をお付け下さい。

回答

	回答数	比率 (%)
① そう思う	2,137	83.2
② そう思わない	431	16.8

回答 (資本金別)

	資本金			
	①	②	③	④
① そう思う	688 (80.8)	1,086 (84.8)	205 (80.4)	121 (85.8)
② そう思わない	164 (19.2)	195 (15.2)	50 (19.6)	20 (14.2)

注：カッコ内は比率 (%)

回答 (従業員数別)

	従業員数						
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
①	162 (85.3)	1,010 (81.2)	384 (84.4)	286 (84.9)	134 (83.8)	41 (87.2)	85 (87.6)
②	28 (14.7)	234 (18.8)	71 (15.6)	51 (15.1)	26 (16.3)	6 (12.8)	12 (12.4)

注：カッコ内は比率 (%)

回答 (業務内容別)

	業務内容						
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
①	364 (86.1)	204 (86.1)	28 (84.8)	1,276 (82.3)	40 (80.0)	23 (92.0)	176 (79.6)
②	59 (13.9)	33 (13.9)	5 (15.2)	274 (17.7)	10 (20.0)	2 (8.0)	45 (20.4)

注：カッコ内は比率 (%)

問7. 次世代の経営者や従業員が希望と誇りをもって、この産業廃棄物処理業界で働き続けられるようにするために、今、業界全体として何をすべきとお考えですか。ご自由にお書き下さい。

自由記載 (1,251件)

問8. 現行の廃棄物処理法には業の振興の妨げになっている様々な規制があるとのことご意見や、資源循環を含め今後の産業廃棄物処理業の健全な発展を目指すべきというご意見などを踏まえ、現在、連合会では新たな制度の創設や廃棄物処理法の改正などについて議論しています。今のところ大きく下記の考え方の方向が提案されていますが、あなたはどの方向が望ましいとお考えですか。お考えに最も近いものを1つだけ選び、○をお付け下さい。またその他のご意見がある場合は、④の空欄箇所に具体的にご記入下さい。
 なお、業の振興のイメージとしては、問4の①～⑥を参考にして下さい。

- ①廃棄物処理法の改正を行い、その中に業の振興のための制度を入れるのがよい
- ②廃棄物処理法は適宜見直すが、その他に新たに業の振興のための制度を盛り込んだ別の法律を制定する方がよい
- ③今のままでよい
- ④その他（具体的に）：別紙参照（124件）

回答

	回答数	比率 (%)
①	879	36.2
②	1,164	48.0
③	384	15.8

回答（資本金別）

	資本金			
	①	②	③	④
①	308(38.2)	438(36.0)	77(32.6)	45(33.6)
②	368(45.7)	585(48.0)	129(54.7)	68(50.7)
③	130(16.1)	195(16.0)	30(12.7)	21(15.7)

注：カッコ内は比率 (%)

回答 (従業員数別)

	従業員数						
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
①	64 (34.8)	424 (36.2)	165 (38.6)	104 (32.6)	56 (36.8)	21 (45.7)	34 (36.6)
②	69 (37.5)	562 (48.0)	202 (47.3)	168 (52.7)	77 (50.7)	21 (45.7)	50 (53.8)
③	51 (27.7)	185 (15.8)	60 (14.1)	47 (14.7)	19 (12.5)	4 (8.7)	9 (9.7)

注：かっこ内は比率 (%)

回答 (業務内容別)

	業務内容						
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦
①	135 (34.6)	68 (31.2)	12 (37.5)	545 (36.8)	23 (48.9)	5 (21.7)	81 (38.6)
②	185 (47.4)	107 (49.1)	13 (40.6)	719 (48.5)	19 (40.4)	12 (52.2)	99 (47.1)
③	70 (17.9)	43 (19.7)	7 (21.9)	217 (14.7)	5 (10.6)	6 (26.1)	30 (14.3)

注：かっこ内は比率 (%)

産業・資源循環議員連盟PT報告書

自由民主党 産業・資源循環議員連盟
資源循環促進プロジェクトチーム報告書

平成31年3月27日

座長	井上 信治	衆議院議員 (東京25区)
副座長	松村 祥史	参議院議員 (熊本)
事務局長	あかま 二郎	衆議院議員 (神奈川14区)
メンバー	赤澤 亮正	衆議院議員 (鳥取2区)
	中西 祐介	参議院議員 (徳島・高知)
	小倉 将信	衆議院議員 (東京23区)
	渡辺 美知太郎	参議院議員 (比例代表)
オブザーバー	環境省	
	国土交通省	
	公益社団法人全国産業資源循環連合会	
	全国産業資源循環連合会政治連盟	

1. はじめに

産業・資源循環議員連盟は、2018年5月22日の総会において、資源循環の促進のため廃棄物処理法の役割や業の振興について調査検討を行い政策発信するとの活動方針をまとめた。また、同年7月17日の総会において、重点分野を定めるとともに資源循環促進プロジェクトチーム（以下、PT）を設けることを決定した。

一方、産業廃棄物処理の受け手から、資源・エネルギーへの創り手に飛躍しようとしている産業廃棄物処理業界において、全国産業資源循環連合会（以下、全産連）は、それを促進するための法的手段案として、2017年11月に「資源循環を促進するための産業廃棄物処理産業の振興に関する法律案（仮称）大綱」を公表した。

そこで、PTとしては大綱の法案化を視野に入れつつ、産業廃棄物処理業界にとって最重要な事項から取りかかるものとし、当面、業界を担う人材の育成・確保と、再生品の利用促進を扱うこととした。PTは、まず下記の項目の実現を図るために必要な検討を、平成30年10月25日、平成30年11月29日、平成31年2月20日及び平成31年3月27日に行った。

○人材の育成・確保については、

- ①産業廃棄物処理業務従事者の資格制度の創設
- ②産業廃棄物処理業界への技能実習生受け入れ
- ③産業廃棄物処理業における労働災害防止体制の強化

○再生品の利用促進については、

- ①建設汚泥再生品や廃コンクリート再生砕石の使用を拡大すること
- ②上記の再生品について使用用途に適切な品質と利用方法を確保すること

2. PTでの議論と今回の結論

2-1 人材の育成・確保

(産業廃棄物処理業務従事者の資格制度)

適正処理の確保、高度なリサイクルや低炭素化への対応、安全管理の推進、現場におけるモチベーション向上、最新技術への対応、排出事業者からの信頼確保のため、現場従事者(現場の主任者、作業員など)のレベルアップが急務である。

そこで、産業廃棄物処理業務従事者の資格制度として全産連から提案された「業務主任者資格制度」の実現を業界の底上げの観点から目指すべきである。その実現にあたっては、次のことに十分配慮する必要がある。

- 中小企業が多数を占める業界であること。
- 業許可者数で多数を占める収集運搬業では中小の兼業者が多く、試験による資格付与よりは、講習による資格付与が現実的であること。
- 資格付与を決める試験内容については、実技面を含めた具体的な検討をすべきであること。
- 資格制度を運営する体制を予め整備することが必要であること。

そこで、業務主任者及びその資格の法的位置づけ等については、全産連が資格付与のための試験及び講習等を試行的に実施し、これを踏まえて結論を得ることが適切である。このため、PTは試行等の進捗状況について全産連から適宜報告を受けるとともに、業務主任者及びその資格の具体化について、環境省の意見も適宜聴きながら更なる検討を行う。

試行等と並行して、将来の資格制度の運営を担保するため、提案者の全産連においては、公正かつ客観性を確保した組織体制を整備する必要がある。

2-2 人材の育成・確保

(産業廃棄物処理業界への技能実習生受け入れ)

日本の産業廃棄物処理業界にて培われてきた知見、技術経験に対して、アジア各国から大きな期待がある。海外からの実習生受け入れは、技能、技術又は知識の開発途上国等への移転を図るものである。また、受け入れ企業にとって人手確保や将来の海外展開の布石として、また実習生本人にとって知識・技能を身に着ける上で、お互いにメリットがある。しかし、現在のところ、産業廃棄物処理業は未だ技能実習生の対象職種となっていない。

そこで産業廃棄物処理業が技能実習生の対象職種となるため、全産連は、技能の特定を含め技能実習評価試験機関となるに必要な準備を加速すべきである。準備が整いしだい全産連が外国人技能実習機構に申請を行うこととなるが、環境省は当該準備に対して適切な支援を行うことを期待する。

2-3 人材の育成・確保

(産業廃棄物処理業における労働災害防止体制の強化)

産業廃棄物処理業の労災死傷者数は、全産業が横ばい傾向を示す中で増加傾向にある(平成29年度は平成23年度比で18.7%増加)。

国内における人材の確保や産業廃棄物処理業界への技能実習生の受け入れ等のため、産業廃棄物処理会社がそれらの人材が働く場所として、積極的に選択されなければならない。そのためには、産業廃棄物処理会社では安全に働ける労働環境を提供できることが不可欠である。

この労働災害の現状を改善するため、全産連は会員企業のみならず非会員企業に対しても、引き続き労働安全衛生体制の強化を働きかけることとする。また、上記2-1の業務主任者及びその資格の試行等においては、産業廃棄物処理業者における労働災害防止の現場体制を強化することに十分留意し、効果的な試験や講習の方法を検討することとする。

2-4 再生品の利用促進

建設汚泥再生品及び廃コンクリート再生砕石(以下「建設汚泥再生品等」)の利用促進上の課題として、①品質・施設・再生業者に対する信頼性の担保、②法令要綱上の制約、③安定供給のためのストックヤードの整備、④安定供給先の確保、⑤非再生品との競争力不足が挙げられる。

①に関しては産業廃棄物処理業者における努力と取組強化が欠かせないが、②法令要綱上の制約においては、再生品の廃棄物該当性の判断と都道府県等の事前協議制とは密

接な関係にある。また、③と④については、行政の支援や行政における需要創出が重要である。

特に②の課題解決のため、公的な品質規格を満足する建設汚泥再生品等については、それらを製造する管理体制や保管体制（在庫管理を含む。）が確かなものであれば、これらの建設汚泥再生品等は製造された段階で廃棄物でないとの判断が出来るようにすることが望ましい。

そこで、廃棄物該当性の判断に関わる再生品の利用促進上の支障を取り除くため、環境省及び国土交通省等の参加を得て全産連の検討会において本課題を議論し、環境省及び国土交通省等が連携してその検討結果を踏まえた都道府県等への通知等を検討すべきである。

また、安定供給のためのストックヤードの整備、安定供給先の確保も引き続き検討することが必要である。

振興法案の検討経過

産業廃棄物処理産業振興法案の検討経過について

タスクフォース設置から現在

第1期 タスクフォース1における振興方策の検討

(平成26年8月～平成27年9月)

連合会は、産業廃棄物処理業の今後の振興方策を立案するため、平成26年(2014年)8月に法制度対策委員会の了承を得て、産業廃棄物処理業の業法を含めた振興策の検討に関するタスクフォース1(以下、「タスクフォース1」という。)を設置した。

タスクフォース1は、平成26年(2014年)8月から平成27年(2015年)9月の間、合計13回の会合を開き、振興策に係る6項目の提案からなる報告書をまとめた。また、6項目の提案を実現するため、約6,200事業者を対象に実施したアンケート調査結果を踏まえ、新たな立法措置を含めた制度的な対応案を検討すべきこととされた。

<タスクフォース1メンバー> 石井会長(当時)の委嘱

座長 加藤 三郎(株式会社環境文明研究所
代表取締役所長)

加藤 宣行(加藤商事株式会社代表取締役社長)

川本 義勝(全国産業廃棄物連合会政治連盟
業法担当理事)

島田 康弘(株式会社市川環境エンジニアリング
秘書役)

杉田 昭義(杉田建材株式会社常務取締役)

橋詰 博樹(多摩大学グローバルスタディーズ学部
教授)

藤枝 慎治(萬世リサイクルシステムズ株式会社
代表取締役)

藤村 コノエ(3R活動推進フォーラム理事、
NPO法人環境文明21共同代表)

以上50音順・敬称略

<振興策に係る6項目の提案>

- (1) 資格制度の創設
- (2) 研修等による人材育成—「仮称・資源循環アカデミー」の検討
- (3) 技術レベルの向上
- (4) リサイクル品の品質基準の明確化と利用促進
- (5) 海外展開
- (6) 連合会と都道府県産業廃棄物協会の役割と機能の強化

第2期 タスクフォース2における振興法案の検討 (平成28年5月～平成29年8月)

連合会は、タスクフォース1による振興策に係る6項目の提案の具体化及び立法措置を含めた振興策の制度的な対応案の検討を行うため、法制度対策委員会の了承を得てタスクフォース2を設置した。

タスクフォース2は、平成28年(2016年)5月から平成29年(2017年)8月までに9回の会合を開催し、タスクフォース1の6つの提言の具体策と法的手段、そして全体を包み込む法的枠組みを検討した。その検討の結果、「資源循環を促進するための産業廃棄物処理産業の振興に関する法律案(仮称)」(以下、「タスクフォースによる振興法案」という。)を取りまとめた。

<タスクフォース2メンバー> 石井会長(当時)の委嘱

伊藤 哲夫(京都大学公共政策大学院特別教授)

座長 加藤 三郎(NPO法人環境文明21共同代表)

加藤 宣行(加藤商事株式会社代表取締役社長)

川本 義勝(全国産業廃棄物連合会政治連盟
業法担当理事)

杉田 昭義(杉田建材株式会社常務取締役)

仲田 陽介(全国産業廃棄物連合会青年部
協議会会長)

橋詰 博樹(多摩大学グローバルスタディーズ学部
教授)

藤枝 慎治(株式会社グリーン代表取締役会長)

藤村 コノエ(3R活動推進フォーラム理事、
NPO法人環境文明21共同代表)

二木 玲子(一般社団法人東京都産業廃棄物協会
女性部部長)

以上50音順・敬称略

第3期 振興法案の具体化に向けた検討 (平成29年9月～現在)

○平成29年(2017年)

- 9月6日 法制度対策委員会において、①タスクフォースによる振興法案に対するおおむねの了承、②タスクフォースでは結論が出なかった振興法案の事業者団体規定の論点の検討。
- 10月11日 第36回理事会において、9月6日

の法制度対策委員会における振興法案への対応を了解するとともに、振興法案大綱及び大綱の公表を了承。振興法案のうち、積み残しの課題となっている事業者団体規定のあり方の検討を法制度対策委員会に付託。

- 12月 振興法案大綱の公表（連合会HP掲載、産業・資源循環議員連盟への報告等）

○平成30年（2018年）

- 4月24日 法制度対策委員会において振興法案の内容を確認。
- 5月31日 法制度対策委員会において事業者団体規定のあり方を検討。
- 9月5日 法制度対策委員会において事業者団体規定のあり方を検討。
- 12月4日 法制度対策委員会において事業者団体規定骨子案とりまとめ。

○平成31年・令和元年（2019年）

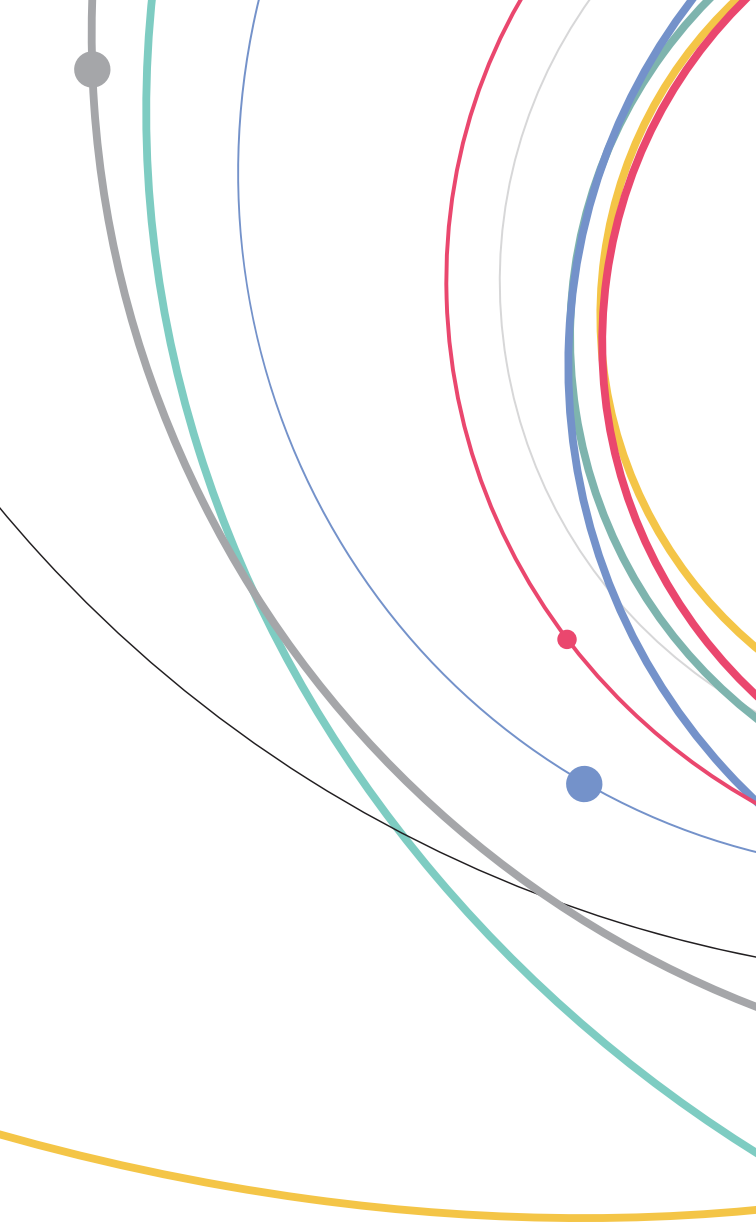
- 1月18日 第42回理事会において法制度対策委員会による事業者団体規定骨子案を了承。
- ～令和2年8月 伊藤哲夫京都大学教授、北島隆次弁護士（TMI総合法律事務所）に参画いただき、事務局にて振興法案大綱の団体規定を含む条文化及び必要な見直しを検討。

○令和2年（2020年）

- 9月29日 法制度対策委員会において振興法案及び同法案の理事会提出を決定。
- 10月13日 第52回理事会に振興法案条文を報告。次回理事会での審議を決定。

○令和3年（2021年）

- 1月14日 第53回理事会にて振興法案を承認。



発行：公益社団法人 全国産業資源循環連合会

〒106-0032 東京都港区六本木3-1-17 第2ABビル 4F

TEL: 03-3224-0811 FAX: 03-3224-0820